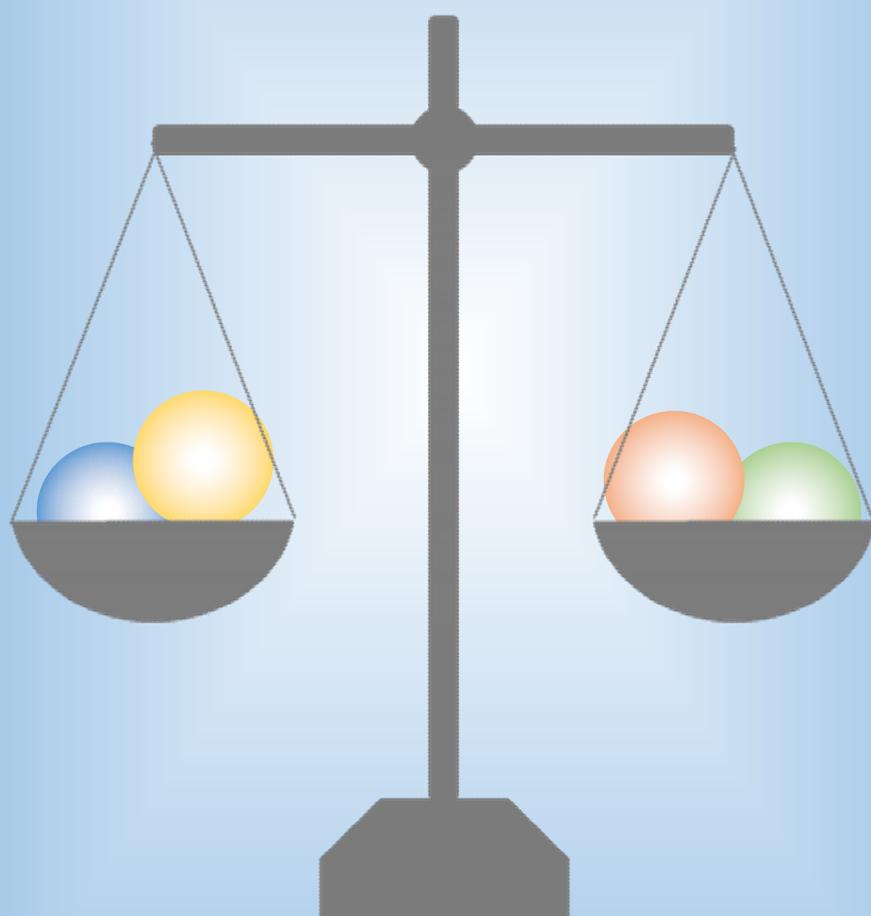


正しい計量 豊かな暮らし

～『計量』は、みんなの暮らしを支えています～



静岡県 計量検定所

目 次

①『計量』は、みんなの暮らしを支えています。…………… P 1

私たちの暮らしを支える「計量」や、計量の単位について説明しています。

②『特定商品』と『^{りょうもくこうさ}量目公差』…………… P 2～P 5

商品を計量し、内容量を表示して販売する場合のルールについて説明しています。

③取引・証明に使われる『はかり』と検査…………… P 6～P 12

計量法における取引・証明の定義や、はかりを使用する人には必ず知ってほしい検査制度について説明しています。



●11月1日は計量記念日

全面改正された計量法が平成5年11月1日に施行されたことから、この日が計量記念日と定められました。

●11月は計量強調月間

適正な計量の大切さを多くの方に知ってもらうため、11月を計量強調月間として、計量に関する普及啓発を行っています。

●県と特定市

静岡県は県全体の計量行政を担当していますが、計量法では、よりきめ細やかな行政サービスのため、「特定市」を定めています。県内の特定市は静岡市、浜松市、沼津市、富士市の4市で、市の区域内にあるはかりの定期検査や事業所への立入検査、計量思想の普及啓発事業を行っています。

①『計量』は、みんなの暮らしを支えています

●『計量』とは？

「計量」とは、長さ、質量、体積等、「計量法」という法律で定める物象の状態の量を「はかる」ことを言います。計量法では、計量の制度や計量に関する規則を定めています。

私たちは日々の暮らしの中で、様々なものを「計量」しています。体重測定、水道・電気・ガスの使用量やガソリンスタンドでの給油量、食料品の計量等はもちろんのこと、私たちの身の回りにある家電品、自動車、衣料品、医薬品等の製造過程では、寸法や重さが計量されています。

これらの計量が正しく行われないとどうなるのでしょうか？例えば、同じ重さのお肉がいいかげんに計量され、精肉店ごと、又は客ごとに異なる重さで販売されていたとしたら、取引の公平性が失われ、私たちの生活に大きな影響が出てしまうことが想像できると思います。

私たちが計量について不安を感じることなく生活できるのは、計量法を基盤とする計量制度が正しく機能しているためと言えます。



●計量単位

計量法では、計量単位を「計量の基準となるもの」と定義しています。

18世紀末のフランスで制定されたメートル法が世界に認知されるまで、各国は様々な単位を使用してきました。国際化が進み取引が拡大したことに伴い、単位の統一が必要となり、1960年の国際会議で世界共通の「国際単位系（S I）」が誕生しました。

これは一量一単位を原則としており、物理定数等に基づき定義されています。従来の人工物を基準とした定義では、錆や摩耗等により定義そのものが長期的に変動してしまうことが心配されていましたが、普遍的な物理定数を基準とすることでその心配

がなくなりました。日本の計量法も法定計量単位としてS I単位を採用しており、取引や証明のための計量にはS I単位を使用することを原則として義務づけています。

S I 単位の例

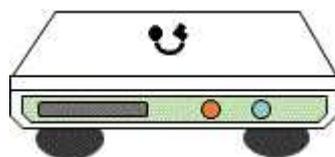
物象の状態の量	計量単位（記号）
長さ	メートル（m）
質量	キログラム（kg）、グラム（g）
体積	立方メートル（m ³ ）、リットル（l又はL）



←キログラム原器

（人工物を基準とした質量の定義）

令和2年に物理定数による質量の定義が確立されるまで活躍していました。



1mの定義は、
1 / 299 792 458 秒中に
光が真空中を進む距離だよ！

1kgの定義は人工物ではなく、
エネルギー等の物理定数で
表されるようになったんだよ！



りょうもくこうさ ②『特定商品』と『量目公差』

計量法では、取引・証明（6ページ参照）にあたる計量をする際には、正確計量に努めるよう義務づけています。また、特定の商品の内容量（＝実際の量のこと。3ページ参照）を法定計量単位で表示して販売しようとする際には、一定の誤差を超えないように計量しなければなりません。

ここでは、対象商品や、許容される誤差、計量法で定めている内容量の書き方について説明します。

●『特定商品』とは？

「特定商品」とは、原則として次の全てに当てはまる商品のことです。現在 29 品目が指定されています。

- ① 全国的な流通商品であること
- ② 消費生活関連物資であること
- ③ 販売者・消費者相互において、計量販売意識の強い商品であること
- ④ 一定程度の計量販売が行われている商品であること

このような商品の内容量を「100g」、「350ml」等と表示して販売しようとする場合、一定の誤差を超えないよう計量する必要があります。

現在指定されている特定商品（29 品目）

種 類	品目数	具 体 例
食料品	22 品目	精米、豆類、小麦粉等粉類、でん粉、野菜、果物、砂糖、茶・コーヒー、香辛料、麺類、もち等穀類加工品、菓子類、食肉及び加工品、はちみつ、牛乳及び加工品、魚介類及び加工品、海藻及び加工品、食塩・味噌等調味料、ソース等たれ系調味料、しょうゆ及び食酢、調理食品（惣菜）、清涼飲料水の粉末・ごま等 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;">    </div>
飲料	1 品目	医薬用のを除く飲料 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;">  </div>
石油製品・洗剤	5 品目	液化石油ガス、灯油、潤滑油、油性塗料、家庭用合成洗剤等 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;">   </div>
皮革	1 品目	牛革、馬革、ハ虫類革等



つまり「特定商品」とは、
消費者が商品を選ぶ上で重さを知りたいもの
+
一定の誤差範囲内で正確に計量した方がよいもの
のことを言います。

●『量目公差』とは？

はかりで量った重さや量のことを「量目^{りょうもく}」と言います。計量する際に許容される誤差のことを「量目公差」と言い、特定商品の品目ごとに定められています。

計量しやすいものや液体といった特定商品の性質により、下表のように量目公差表が分かれています。

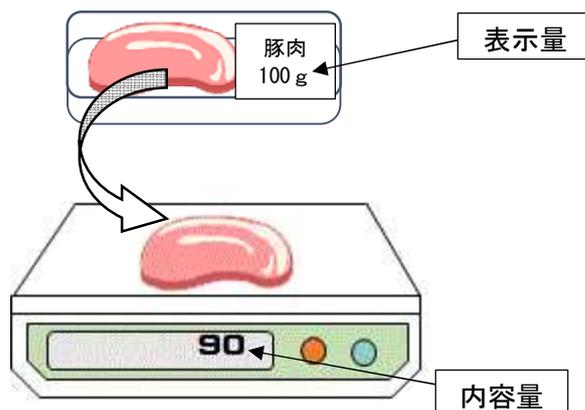
特定商品の量目公差表（抜粋）

公差表【1】		公差表【2】		公差表【3】	
食肉、食肉加工品、豆類、精米、茶・コーヒー、菓子類、食塩・味噌等		魚介類、水産加工品、海藻類、めん類、野菜、漬物、果物、調理食品(惣菜)等		野菜ジュース、牛乳、しょうゆ、酢、飲料、潤滑油等	
表示量	許容誤差	表示量	許容誤差	表示量	許容誤差
5 g 以上～ 50 g 以下	- 4 %	5 g 以上～ 50 g 以下	- 6 %	5ml 以上～ 50ml 以下	- 4 %
50 g 超～100 g 以下	- 2 g	50 g 超～100 g 以下	- 3 g	50ml 超～100ml 以下	- 2 ml
100 g 超～500 g 以下	- 2 %	100 g 超～500 g 以下	- 3 %	100ml 超～500ml 以下	- 2 %
500 g 超～ 1 kg 以下	-10 g	500 g 超～1.5 kg 以下	-15 g	500ml 超～ 1L 以下	-10ml
1 kg 超～25 kg 以下	- 1 %	1.5 kg 超～10 kg 以下	- 1 %	1L 超～ 25L 以下	- 1 %

◎表示（表記）した内容量より実際の量が少ない場合に規制がかかります。

※商品の区分けは商品の状態（生鮮、加工等）によっても異なります。

<例>



左は表示量より内容量が少ない例です。量目公差以上に差があり、計量法に違反しています！



量はぴったり入っていなければダメなの？

どんなに注意して計量しても、計量器自体の精度や、水分の蒸発等により誤差が生じてしまうことがあります。量目公差は、ぴったり計量することが難しい場合に生じる誤差について、最低限の範囲で許容することを意味しています。量目公差以内であれば内容量を少なくして良いという意味ではありません。

●どんな特定商品も内容量の書き方は同じなの？

特定商品を販売する際には、どのような場合でも内容量を法定計量単位で表記する必要があるのでしょうか。

計量法では、特定商品の中でも、政令で定められたものを密封して販売するときに、内容量の表記を義務づけています。計量法では、商品の包装を破棄しなければ内容量の増減ができないことを密封と言います。



<例>

←密封した茶葉を販売するときは、容器又は包装に内容量の記載が必要です。

●内容量が不足している原因は？

お店が正確計量に努めているつもりでも、内容量が不足してしまう可能性があります。

風袋ふうたいの引き忘れ、風袋の重さの間違えといった、「風袋」の誤った取扱いが一番の原因です。

野菜や果物等の自然乾燥やはかりの不適切な使用、ラベルの貼り間違いも原因として考えられます。

ふうたい 風袋とは？

商品全体から、商品そのものを取り除いたもの。



<例>トレイやラップ、お茶の袋等の包装



わさび、しょうゆ、たれ、乾燥剤等の添え物



食品に表示されている内容量に風袋の重さは含まれません。



●内容量不足があったらどうしたら良いの？

- ①風袋の重さが商品の内容量に含まれていないか、消費者として厳しくチェックしましょう。
- ②もしも、風袋を商品の内容量に含めているお店があったら、風袋の重さを引いてもらいましょう。
- ③お店に申し出ることが難しい場合は、**お店の所在する市役所・町役場の計量担当課又は静岡県計量検定所**（電話番号：054-278-8311）まで御連絡ください。

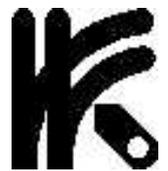


●適正な計量管理を自主的に実施しているお店

計量法には、事業者の自主的な計量管理を推進する「適正計量管理事業所」という制度があります。適正計量管理事業所は都道府県知事が指定します。

指定を受けた事業所は計量士を配置しており、はかりの日常点検や商品の内容量を適正に管理する体制が整っています。

静岡県内では、デパート、スーパーマーケット、郵便局、工場等の様々な事業所が適正計量管理事業所の指定を受けています。この指定を受けた事業所では右図の標識を掲げることができます。



自主的な計量管理を推進する仕組み

計量法では、適正な計量の実施を目的として、事業者が自主的に計量管理を行うことを推進するため、次の仕組みを設けています。

- 1 計量士の登録
計量に関する専門の知識・技術を有する者に対して国家資格を与え、計量士として登録しています。
- 2 適正計量管理事業所の指定
計量士が中心となり、自主的な計量管理を推進している事業所を適正計量管理事業所に指定しています。
- 3 計量教習の実施
計量従事者の教育・育成を行っています。

③取引・証明に使われる『はかり』と検査

計量法では、取引・証明に使用可能なはかりや、はかりの検査について定めています。

ここでは、計量法における取引・証明の定義や、取引・証明に使用するはかり、はかりの検査や有効期間について説明します。

●『取引』・『証明』とは？

計量法では、取引・証明について次のように定義しています。

- ・「取引」…有償・無償を問わず、計量した結果が契約の要件となるような業務上（反復継続的に業として行うこと）の行為のこと。商品の量り売り、ガソリンの給油量の計量、水道・ガス・電気の使用量等の計量が取引に該当します。
- ・「証明」…公に又は業務上（反復継続的に）他人に対し、計量されるものの状態が真実であることを表明すること。証明には特定の数値でなくとも、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実の表明も含まれますが、参考値を示す等の単なる事実の表明は含まれません。自治体へ法令上の報告をするための工場排水の濃度、騒音の計量等が証明に該当します。

取引・証明に使用されるはかりの具体例

取引	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、薬局等で薬の調剤用に使用するはかり ・宅配等運送業者が貨物の運賃算出用に使用するはかり（取次店を含む。） ・農業、漁業等の生産者がその生産物等の売買、出荷等に使用するはかり ・工場、事業所等で材料の購入、製品の販売等に使用するはかり ・農協、漁協、市場等の団体が流通物資の集荷、出荷等に使用するはかり ・精肉店で計量販売に使用するはかり ・質屋、銀行等で金等の貴金属の取引に使用するはかり
	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センター、食品加工場、飲食店等で食品の調配合用に使用するはかり ・事業所等での品質管理又は原料の調合に使用するはかり ・農家で肥料の配合、生産物の自己管理用として使用するはかり ・友人間での（業務ではない）物のやりとりのために使用するはかり
証明	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、保育園等での健康診断書又は公の機関に報告するために使用する体重測定用のはかり ・計量証明事業で使用するはかり
	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・銭湯等で自分の健康管理用に使用されているはかり ・研究所等で材料の調合に使用するはかり ・郵便物の試し計量として使用するはかり

取引に使用されるはかりの例



量り売りに使用されるはかり

証明に使用されるはかりの例



健康診断で使用される体重計

皆さんが普段使用しているはかりはありましたか？



●どんなはかりでも取引・証明に使っていいの？

取引・証明のための計量をする際、はかりの使用者には次のような使用の制限があります。

- ①計量器以外は使用不可
- ②特定計量器を使用する場合は、その特定計量器に一定以上の性能があることを示す検定証印  又は基準適合証印  が付されたものを使用する。
- ③検定証印等の有効期間が定められている場合は、その期限内のものを使用する。

●『特定計量器』とは？

「計量器」とは、計量するための器具、機械、装置のことを言います。

計量法では、一般的に取引・証明や生活の中で使用する計量器のうち、適正な計量が行われるためにその構造や性能にかかる基準を定める必要があるものを「特定計量器」と定めています。現在、特定計量器は18器種あります。



体温計



燃料油メーター



ガスメーター



水道メーター

【特定計量器の種類】

- ①タクシメーター
- ②質量計（はかり等）
- ③温度計（体温計等）
- ④皮革面積計
- ⑤体積計（燃料油メーター、ガスメーター、水道メーター等）
- ⑥流速計
- ⑦密度浮ひょう
- ⑧アネロイド型圧力計
- ⑨流量計
- ⑩積算熱量計
- ⑪最大需要電力量計
- ⑫電力量計
- ⑬無効電力量計
- ⑭照度計
- ⑮騒音計
- ⑯振動レベル計
- ⑰濃度計
- ⑱浮ひょう型比重計

取引・証明に使用できない特定計量器もあるの？



体重計

私たちの家庭にある計量器の中に、計量法で定めるマークが付されたものがあることを御存知でしょうか？健康管理のために使用する体重計や、乳児用の体重計、食品調理用のキッチンスケールは「家庭用特定計量器」と呼ばれ、国が定めた基準に適合したもののだけが販売されています。基準に適合した家庭用特定計量器には、計量法で右図の表示を付すことが義務づけられています。

この家庭用特定計量器は取引・証明に使用できません。



ビールびんも計量器なの？



ガラス製のビールびんや日本酒の一升びん、牛乳びん等には、底の近くに漢字の「正」に似たマークがあります。マークの隣には、「633ml」といった内容量が体積表示されています。このマークが付された透明又は半透明のガラス製容器を、「特殊容器」と言います。

この容器は計量器ではありませんが、液体商品ごとに定められた高さ以上に液体を満たすと一定の内容量が確保できます。ビールびん(633ml)の場合は207mm、牛乳びん(180ml)の場合は124mmまで満たしていれば、計量器で体積を計量しなくてもよいのです。

なお、法令では、この容器を使用できる商品を次のように定めています。

【特殊容器の使用が認められている商品の例】

- ①牛乳(脱脂乳を除く)加工乳及び乳飲料
- ②乳酸菌飲料
- ③ウスターソース類
- ④しょうゆ
- ⑤食酢
- ⑥飲料水
- ⑦発泡性の清涼飲料
- ⑧果実飲料
- ⑨牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料
- ⑩みりん
- ⑪酒類
- ⑫液状の農薬

特定計量器でない体温計もあるの？

私たちの身近な体温計には、特定計量器のものと、そうでないものがあります。

体温計にはガラス製体温計と電子体温計があり、電子体温計は次の2種類に分けられます。

①抵抗体温計…身体に直接接触させて測定する。

②非接触式体温計…身体に直接接触させずに測定する。(耳式体温計や熱画像式等)

抵抗体温計は電子体温計の中でも安価で正確なので、家庭や病院等で多く使われています。計量法では、ガラス製体温計と抵抗体温計だけを特定計量器と定めて規制しています。

抵抗体温計は、法令で定められた基準を満たしたものだけが流通する仕組みになっているので、安心して使用することができます。

一方、新型コロナウイルス対策で使用されることの多い非接触式体温計は、計量法で規制されていません。これは皮膚の表面の温度を測定して体の内部の温度を換算するというもので、目安を知りたい時の検温に使用されます。

特定計量器



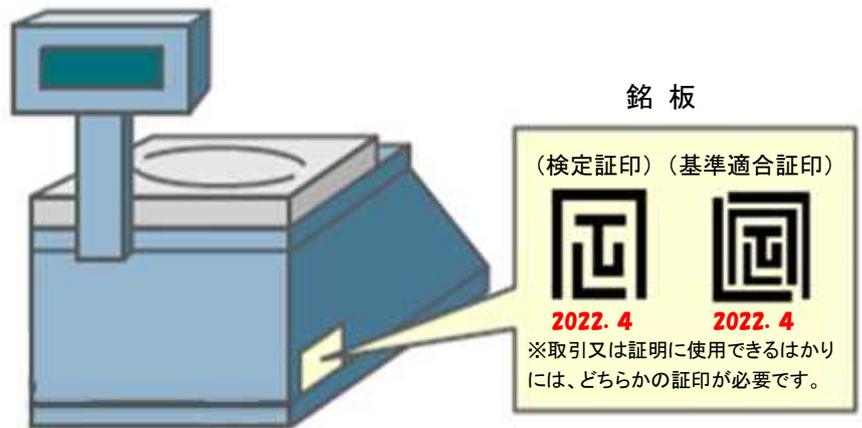
耳式体温計

●『検定』とは？

「検定」とは、特定計量器の性能が法令で定める基準を満たしているかを確認する検査のことを言います。検定は都道府県の計量検定所、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が実施しています。

検定に合格した計量器には検定証印が付されます。

また、品質管理と製造技術能力が法令で定める基準に適合すると大臣に認められた製造事業者を「指定製造事業者」と言います。指定製造事業者が製造し、法令で定められた自主検査に合格した計量器には基準適合証印が付されます。



●検定の有効期間

検定に合格した特定計量器でも、一定期間使用すると性能が劣化する可能性があります。使用環境が一定で全国どこでも同じように性能劣化する計量器には、検定の有効期間が定められています。

検定の有効期間を過ぎた計量器は取引・証明に使用することができません。

【検定の有効期間がある計量器の例】

水道メーター（8年）、燃料油メーター（7年、5年）、ガスメーター（10年、7年）、電力量計（10年）、騒音計（5年）、振動レベル計（6年）、濃度計（2年、6年、8年）

検定の有効期間がある計量器の身近な例



電力量計（10年）



水道メーター（8年）

●『定期検査』とは？

取引・証明に使用する特定計量器は、検定証印等が付されたものでなければなりません。使用することで性能劣化する可能性があります。そこで計量法では、計量器のうち非自動はかり、分銅、おもりの使用者に対し、都道府県等が実施する定期検査を受検するよう義務づけています。なお、定期検査では、対象となる計量器の性能が計量法で定めた基準の範囲内であるかを検査しています。

商店、薬局、病院等で取引・証明に使用する非自動はかり、分銅、おもりは、検査に合格していなければ取引・証明に使用できません。

定期検査に合格すると、右のような定期検査済証印が付されます。



(定期検査済証印:合格シール)
このシールは、2022年7月に「定期検査」に合格したことを表しています。

●定期検査は誰が実施しているの？

定期検査は都道府県知事又は特定市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）の市長が実施します。

また、計量法には定期検査の実施主体である都道府県知事や特定市の市長が一定の要件を満たす法人を定期検査を行う機関として指定する「指定定期検査機関制度」があり、指定を受けた指定定期検査機関が定期検査業務を実施しています。静岡県では、一般社団法人静岡県計量協会を指定しています。

●定期検査はいつ実施しているの？

定期検査は、概ね2年に1回、区域ごとに行っています。

静岡県（特定市を除く。）では、奇数年度を西側地区、偶数年度を東側地区に区別して検査を実施しています。1年を通して県内のどこかの市町で検査が行われています。

●定期検査を実施する場所は？

静岡県（特定市を除く。）では、市町庁舎の駐車場や公民館、学校等で集合検査を実施しています。集合検査で定期検査を受検する際は、計量器の使用者が検査会場へ計量器を持ち込みます。

また、計量器が重くて持ち運べない場合や、建物に固定されている場合等は、計量器の設置されている場所に検査員が出向いて所在場所検査を実施します。

定期検査を実施する区域や場所等については、1か月前までに県公報で告示すると共に、該当する市町の広報紙等でもお知らせしています。



↑ 定期検査用の大型検査車

集合検査の際は、大型検査車が検査会場に出向いて実施します。

●代検査制度について

定期検査に代わる検査として、国家資格である計量士が検査を代行する制度もあります。代検査を受けた際、事前に受検した旨を都道府県知事等に届け出ることによって、定期検査を受ける必要がなくなります。

●定期検査の対象外になる場合もあるの？

次のいずれかに当てはまる場合は、定期検査の対象外となります。

- ①計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器
- ②適正計量管理事業所で使用する特定計量器
- ③検定証印等の日付から1年を経過していない特定計量器

静岡県の定期検査実施時期



※特定市が実施する定期検査については、特定市の計量担当課にお問い合わせください。

定期検査の受検義務に違反した者は50万円以下の罰金に処せられます。
定期検査を受検する必要があるかも？と思った方は特定計量器の所在する市役所・町役場の計量担当課又は静岡県計量検定所(電話番号:054-278-8311)まで御連絡ください。

検定の有効期間がある特定計量器と、ない特定計量器の違いは？

定期検査の対象となる特定計量器には、検定の有効期間が定められていません。商店、薬局、病院等で取引・証明に使用する計量器は、同じ計量器でも使用環境によって性能劣化の進行具合が大きく異なるので、有効期間を一律に定めることができないからです。

常に同じような環境で使用される計量器は性能劣化の進行具合も似ているので、検定の有効期間が定められています。検定の有効期間がある計量器は、有効期間を過ぎる前に再検定を受けたり計量器の交換をしたりすることで、取引・証明に使用することができます。

それに対し、定期検査の対象となる特定計量器については2年に1回検査をすることで取引・証明の場で正確な計量が行われるようにしています。

●タクシーメーターの装置検査

タクシーメーターとは、タクシーの料金算出のための距離を計量する特定計量器です。このメーターはタクシー車両に装着して初めて機能する計量器であるため、定期検査や検定とは異なり、装着状態での性能が法令で定める基準を満たしているかを確認する必要があります。この検査を装置検査と言い、装置検査に合格したタクシーメーターには検定証印と共に右図の装置検査証印が付されます。装置検査証印の有効期間は1年です。



静岡県では、年間約4,000台のタクシー車両の装置検査を7箇所の検査場で行っています。



←タクシー車両の装置検査の様子

タクシー1台1台に対し、決められた距離を走行したときの料金表示を確認します。

身近な計量法のマーク

ここまで計量法のマークをたくさん紹介してきました。最後に、これまで紹介したマークとその意味をまとめました。お近くのお店や、身近なはかりにこれらのマークが付いているか、探してみてください。

<p>検定証印</p> 	<p>特定計量器の性能が法令で定める基準を満たしているかを確認する「検定」に合格したものに付されます。検定証印又は基準適合証印のない特定計量器は、取引・証明に使用できません。</p>
<p>基準適合証印</p> 	<p>経済産業大臣の指定を受けた指定製造事業者が製造し、法令で定められた自主検査に合格した特定計量器に付されます。検定証印又は基準適合証印のない特定計量器は、取引・証明に使用できません。</p>
<p>家庭用特定計量器基準適合表示</p> 	<p>健康管理のために使用する体重計や、乳児用の体重計、食品調理用のキッチンスケールといった家庭用特定計量器に付されており、その計量器が国の基準を満たしていることを示しています。</p> <p>なお、家庭用特定計量器は取引・証明に使用できません。</p>
<p>装置検査証印</p> 	<p>タクシー車両に装着されているタクシーメーターの性能が法令で定めた基準に合格すると、検定証印と共に装置検査証印が付されます。</p> <p>装置検査証印の有効期間は1年です。</p>
<p>定期検査済証印</p> 	<p>取引・証明に使用する「はかり」が定期検査に合格すると付されます。定期検査は各都道府県又は特定市が実施しており、「はかり」の使用者は2年に1度定期検査を受検する義務があります。</p> <p>※左の例は静岡県の場合。</p>
<p>特殊容器の表示</p> 	<p>ビールびんや牛乳びんといった、ある高さまで液体商品を満たすと正しい量が確保されるように製造された透明又は半透明の特殊容器に、容量表示と共に付されています。</p> <p>なお、特殊容器は計量器ではありません。</p>
<p>適正計量管理事業所の標識</p> 	<p>都道府県知事の指定を受けた適正計量管理事業所が掲げることができます。適正計量管理事業所は計量士を配置しており、はかりの日常点検や商品の計量管理体制が整っています。</p> <p>デパート、スーパー、郵便局、工場等が指定されています。</p>

「静岡県計量検定所はこんな仕事をしています」

1 特定計量器の構造や器差のチェック <検定>

製造された計量器や修理した後の計量器の構造や器差が、計量法の基準を満たしているか判定しています。

2 正確計量と有効期間のチェック <立入検査・定期検査>

内容量の表示が適正か、立入検査をしています。

また、ガソリンスタンド、水道事業者、ガス事業者、適正計量管理事業所等が、計量法を遵守しているかを確認するため、立入検査をしています。

商店等で取引・証明に使用している計量器が計量法の基準を満たしているか、2年に1度定期検査を行っています。この業務は、「一般社団法人静岡県計量協会」に委託しています。

3 計量思想の普及啓発等

計量に関する講習会、表彰等を通じて、計量思想の普及啓発に努めています。

また、計量法に定める各種届出や指定の事務、相談等も検定所の仕事です。

さらに詳しい内容は、ホームページを御覧ください。

⇒<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/keiryokentei/index.html>



計量ふじっぴー

正しい計量 豊かな暮らし

計量に関する問い合わせ

静岡県計量検定所

〒421-1221 静岡市葵区牧ヶ谷2078番地

TEL 054-278-8311

FAX 054-278-5479

検定に関すること : keiryokentei@pref.shizuoka.lg.jp

各種検査・普及啓発に関すること : keiryousidou@pref.shizuoka.lg.jp

その他 : keiryousoumu@pref.shizuoka.lg.jp